

令和 5年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
①	意見フォーム	子ども安全マップについて	<p>島本町子ども安全マップの目的は「通学路における子どもの安全を確保するため、人通りの少ない箇所や、交通事故などに注意する箇所を分かりやすい地図にしたものです。」と有ります。</p> <p>ここの「通学路における」ですが実際に通学路としてお使いの所は少ないと思います。</p> <p>また小学校に於いては毎年「通学路点検」をされ教育総務課がまとめて各所へ要望や依頼をして頂き改修、改善をして頂いているともお聞きしています。</p> <p>このマップに上記改善、改修されていない所は追加されていますでしょうか。</p> <p>このマップの作成者が何方にお聞きしても不明です。教育委員会から学校に配布され、各担任から児童に説明されていますが、担任はどの様に説明されているのかも管理職の方は把握されていません。教育委員会もです。</p> <p>保護者への通知は学校安全ステーションでの掲示だと思しますのでどれだけの保護者の方がご存知なんでしょうか。</p> <p>下校を含めての通学路とのお考えなら「通学路点検」にて確認すべきでマップ作成部署が教育推進課で無く教育総務課で改修改善依頼含めた方が良いと思いますし、「安全ステーション」を校内から外部設置して住民の協力をも求めていくべきではないでしょうか。教育長との面談を希望します。</p>
			<p>日頃は、本町の教育行政にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。また、ご意見ありがとうございます。</p> <p>「島本町子ども安全マップ」は、児童の通学路における交通安全だけでなく、防犯の観点において、危険箇所を明確にし、注意喚起を図るものでございます。毎年度初めに各小学校から、危険箇所の追加・変更箇所等を集約し、見直しを行っております。安全マップの児童や保護者への周知につきましては、各小学校の安全ステーションや教室内での掲示及び、地区児童会や集団下校の訓練等において、周知を図っております。また、通学路における交通安全を確保するために、各小学校においては、通学路点検を実施し、その上で安全対策を講じております。通学路点検の結果については、必要に応じて、安全マップに反映させております。</p> <p>当課といたしましては、今後、児童・保護者や地域の方々に対して、より周知されるよう努めてまいります。</p>

令和 5年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
②	意見フォーム	糞害に対する啓発看板について	内容	<p>淀川河川敷周辺で毎日犬の糞を持ち帰らない飼い主が複数いるようで非常に迷惑です。 今日は歩道の真ん中に放置されており、子供が踏んで滑ってしまい、怪我をしそうになりました。 糞害についての町の啓発看板はデザインも記載内容も緩すぎて到底啓発の効果が望めないと思います。 箕面市のもののように、看板に罰則を盛り強く飼い主に訴えかけるデザインに速やかに変更してもらいたいです。</p>
			対応等	<p>箕面市では、「箕面市まちの美化を推進する条例」において、犬のふんの放置行為について市長が回収等の措置を講ずるよう指導することができ、またその指導に従わない場合は、勧告、命令を経たのち一万円以下の過料に処すると定められています。 現状、本町では犬のふん放置に対して箕面市のような過料等の罰則を科す条例がありません。このことから、罰則等を盛り込んだ看板の作成はできませんが、看板のデザインについては今後表現を検討してまいります。</p>
③	意見フォーム	広報しまもとに議会だよりを掲載することについて	内容	<p>広報しまもとに記載されている議会だより（2022年12月議会分）の議員の記事についてですが、事実を作為的に切り取り繋ぎ合わせた内容になっています。 別紙の議会だよりや議員独自の機関紙であれば、読み手側は誰の主張か踏まえた上での情報として捉えます。しかしながら広報しまもとの誌上に掲載されていると、それは島本町が認めている事実であると誤認してしまいます。 この件の発端は生徒の人権侵害に関わる事案でした。数か月間なんら解決への進捗が得られず、島本町内の教育現場における最高責任者である教育長が赴かざるを得ない状況を作ったのは学校長であり、原因である事案を起こした先生のひとりが休んでおられる先生です。 本件に関わる人間関係を利用して一町民をも誹謗中傷、そしてそれを誘引する記事をあろうことか町の広報誌にまで掲載。それを許してしまう島本町の配慮の無さに驚いています。悪意ある切り取り記事を載せてしまうとゴシップ誌と同レベルになり、ひいては島本町の品格を落とすことになるでしょう。 広報しまもとは、島本町に住んでいて良かったと安心できるとてもよくできた広報誌です。 記載する記事については事前に島本町が内容を把握し、島本町が責任を持てる内容だけを掲載して配布してください。 どうかよろしく願いいたします。</p>

令和 5年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
			<p data-bbox="560 416 746 450">【議会事務局】</p> <p data-bbox="560 450 1313 600">議会だよりは、議会での審議状況並びに議会に関する諸報告の事項を住民の皆様へ周知するため発行しているものです。令和2年9月発行の第185号から広報しまもとと合冊して発行しておりますが、発行主体は島本町議会であり、広報しまもとは別のものとなります。</p> <p data-bbox="560 600 1313 824">また、議会だよりは、各会派から選出された委員によって構成する議会だより編集委員会にて編集を行っております。議会だより編集委員会では、記事が本会議での発言に沿うものであるかどうかを確認しておりますが、議会だより第195号4ページ中段に記載しているとおり、「一般質問の原稿は当該議員の責任によって作成されたもの」となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="560 853 746 887">【総合政策部】</p> <p data-bbox="560 887 1313 1037">広報しまもと・議会だより合併号につきまして、広報しまもとは政策企画課において作成し、町として内容を確認しておりますが、議会だよりについては発行主体が島本町議会であり、議会だより編集委員会において責任編集されているものです。</p>

令和 5年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
④	私の声	柵がない用水路について	内容	<p>広瀬四丁目の防犯灯5-297のところの用水路に柵がないと、子供やお年よりが誤って転落する可能性が高いのではと思っています。柵もしくはガードレールの設置をおねがいします。</p>
			対応等	<p>ご意見をいただきましたことにつきまして、現地を確認いたしましたところ、ご指摘の箇所は道路区域外の占用橋部分となっており、本町が管理を行っておりません。 しかしながら、ご意見をいただいておりますとおり、町道を通行の方が、誤って転落するなどの事故の発生が危惧されることから、カラー舗装の補修や、区画線を設置し、歩道部分の明示を明確にするなど、効果的な対策を検討してまいります。</p>

令和 5年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
⑤	意見フォーム	選挙ポスター掲示 板設置について	<p>内容</p> <p>今回の大阪府知事選挙及び府議会議員選挙ポスター掲示 板が山崎公民館前に設置されていますがこの場所は ゴミ集積所でありますので、ゴミ集積所に選挙ポ スター掲示板が設置されています。 選挙管理委員会に改善を求めましたが改善されませ んでしたので大阪府選挙管理委員会に相談した所「選挙 ポスター掲示板設置については各市町村が行う物で大 阪府選挙管理委員会からは改善指導は出来ないです が、苦情が有った事をお伝えします」との事でしたが 未だ改善されません。 ゴミ担当の都市創造部長にもお願いをしました。 「やはりこの問題は考え無ければならない事では有 りますが環境課が対応すべき事では有りませんので選 管管理委員会に伝えます」でしたが改善されません。 また都市創造部長との話して「投票所に必ずポスター 掲示板が必要かは分かりません」と また、山崎公民館は民間施設ですが私有地にポスター 掲示板の設置は可能なのですか。 町長や町会議員の方の選挙ポスターがゴミ集積所に掲 示されている事、当事者としてどの様に思われます か。 有権者はゴミ袋を前にポスターを見なければなりませ ん。</p>
		対応等	<p>選挙運動用ポスターを掲示するポスター掲示場は、公正な 選挙の実現と選挙運動費用の節減に資するため、法令又は 条例に基づき設置されるもので、法令で定める基準に従 い、規定数の掲示場を公衆の見やすい場所に設置しなけれ ばならないとされており、掲示場を私有地に設置する こともできませんが、土地及び工作物の管理者等又は所有者 の協力が必要なことから、基本的には公有地や公共施設に 設置をしているところです。また、投票所は、最も選挙人 がポスターを見る必要性が高い場所であることから、本町 では必ず投票所又はそこに隣接する場所に掲示場を設置し ております。 山崎公民館用地は設置に適した公有地であり、また山崎公 民館は第二投票区の投票所であることから、管理者の協力 を得て設置させていただいております。 なお、掲示場の設置場所は告示しており、勝手に移設する ことはできませんので、ご理解くださいますようお願いい たします。 また、ご指摘の現場の状況としては、ごみ集積場が掲示場 の前にありますが、ごみが置かれるのは収集日のみであ り、そもそもポスターを見るにあたってごみが支障となっ ているわけでもないことから、掲示場の設置場所として不 適当とは考えておりません。 今後も、ポスター掲示場の設置にあたりましては、可能な 範囲でごみ集積場から離れた場所にずらして設置する等、 住民のみなさまの見やすい場所に適切に設置してまいりま すので、引き続き選挙の公正かつ円滑な執行にご理解とご 協力をお願いいたします。</p>

※①、⑤は同一人からの申し出です